

別 添

平成 28 年 10 月 5 日

平成 28 年度「テレワーク月間」へのご協力をお願い

平素から、テレワークの普及推進に当たり、格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ICT を活用し、時間や場所を有効に活用できるテレワークは、育児中の方、高齢者、障害者など様々な方がそれぞれの生活スタイルに合わせ柔軟な働き方が可能になることや、都会でも地方でも同じように働くことが可能になることから、「地方創生」や「一億総活躍社会の実現」に寄与するものとして、さらに「働き方改革」による生産性向上に有効な手段として、注目されています。

昨年より、テレワーク関係府省（総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・内閣官房・内閣府）では、11 月を「テレワーク月間」として、テレワークに関する周知・啓発を集中的に実施する月としており、本年さらにこの取組を強化したいと考えています。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨にご賛同いただき、テレワーク推進に向け、別紙記載事項によるご協力の程、よろしくご協力申し上げます。

〇〇 御中

総務省・厚生労働省
経済産業省・国土交通省
内閣官房・内閣府

平成 28 年「テレワーク月間」(11 月)においてご協力いただきたいこと

1 ご協力いただきたいこと

貴団体及び関係団体に対して、以下のいずれかについて、ご協力をお願い致します。

(1) テレワークに関する情報発信

- ① テレワーク月間に賛同する旨を告知するとともに、対外的に周知。
- ② テレワークの取組について、プレスリリースや SNS 等で発信。
- ③ ホームページや SNS アカウント、デジタルサイネージ等の周知手段がある場合は、「11 月はテレワーク月間です。」等のメッセージを流して、テレワーク月間を周知。

(2) テレワークの実施等

- ① 11 月を中心にテレワーク実施の強化月間、週間等を設け、職員が集中的にテレワークを実施・体験できる機運を醸成する。特に、管理者やテレワークの経験がない職員に対しては、テレワークを体験的に実施する機会を設ける。さらに、これらの取組について、アンケート等でその効果を把握する。
- ② テレワーク未導入の場合は、テレワークの導入検討や、試行体験の機会を設ける。

上記活動内容を「テレワーク月間サイト」(<http://teleworkgekkan.org/>)に登録

2 お問い合わせ先

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室 TEL:03-5253-5751

厚生労働省労働基準局勤労者生活課 TEL:03-3502-1589

経済産業省商務情報政策局サービス政策課 TEL:03-3580-3922

国土交通省都市局都市政策課都市環境政策室 TEL:03-5253-8398

内閣官房 IT 総合戦略室 TEL: 03-3581-3466

内閣府男女共同参画局推進課 TEL: 03-6257-1359

(参考)

政府方針等

- ・世界最先端 IT 国家創造宣言 (平成 28 年 5 月 20 日閣議決定)
- ・「日本再興戦略」改訂 2016 (平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定)
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定)
- ・ニッポン一億総活躍プラン (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2015 改訂版) (平成 27 年 12 月 24 日 閣議決定)
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針 (平成 27 年 9 月 25 日閣議決定)
- ・日本経済団体連合会「「豊かで活力ある日本」の再生- Innovation & Globalization -」(2015 年 1 月 1 日)
- ・経済同友会「若者に魅力ある仕事を地方で創出するために」(2016 年 3 月 23 日) 等

参考サイト

- ・テレワーク推進フォーラム (<http://www.twp-forum.com/>)
- ・総務省テレワーク関係サイト
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm)
- ・テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞
(<http://kagayakutelework.jp/>)
- ・国土交通省テレワーク関係サイト (<http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/>)
- ・一般社団法人日本テレワーク協会 (<http://www.japan-telework.or.jp/>)